

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

1,548百万円(1,300百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
廃棄物対策課

1. 事業の概要

廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマスエネルギー利用施設の整備事業について補助を行うものである。平成23年度からは、廃棄物処理法改正(平成22年6月)により熱回収施設設置者認定制度が創設されたことを受けて、廃棄物焼却炉に高効率熱回収設備を導入する事業への補助制度を新設する。また、廃棄物収集・運搬車の低炭素化を図る事業への補助制度について、電動式塵芥収集車(パッカー装置の電動化)を対象に加えるとともに、地方公共団体だけでなく民間事業者へ対象を拡充する。

2. 事業計画

民間事業者(一定以上のエネルギー利用効率を有する以下の施設等)

廃棄物熱回収

廃棄物燃料製造

廃棄物高効率熱回収

バイオマス燃料製造

バイオマス発電

ごみ発電ネットワーク

バイオマス熱供給

熱輸送システム

バイオマスコージェネレーション

民間事業者又は地方公共団体

低炭素自動車導入

(下線は、新規要求)

、 ~ : 熱回収又は燃料製造にともない追加的に生じる施設整備費

(ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度)

: 高効率熱回収にともない追加的に生じる施設整備費

(ただし、補助対象となる施設整備費の1/2を限度)

、 : 補助対象となる施設整備費の1/2

: 塵芥車、廃棄物運搬車等として低炭素自動車を導入する事業(購入、リース)

について、通常車両との差額の1/2

3. 施策の効果

高効率な熱回収の促進等により、廃棄物エネルギーのさらなる利用拡大が進むとともに、廃棄物・リサイクル分野の温室効果ガス排出量が削減され、循環型社会と低炭素社会の統合的実現が推進される。

廃棄物処理エネルギー導入・低炭素化促進事業

概要

- 廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及びバイオマスエネルギー利用施設の整備事業について補助。
- 廃棄物処理法改正(平成22年6月)により熱回収施設設置者認定制度が創設されたことを受けて、廃棄物焼却炉に高効率熱回収設備を導入する事業への補助制度を新設。
- 廃棄物収集・運搬車の低炭素化を図る事業への補助制度について、電動式塵芥収集車(パッカー装置の電動化)を対象に加えるとともに、地方公共団体だけでなく民間事業者へ対象を拡充。

対象事業

(下線部は、新規要求)

民間事業者

廃棄物熱回収	廃棄物燃料製造
<u>廃棄物高効率熱回収</u>	バイオマス燃料製造
バイオマス発電	ごみ発電ネットワーク
バイオマス熱供給	熱輸送システム
バイオマスコージェネレーション	

- 、 ~ : 熱回収又は燃料製造にともない追加的に生じる施設整備費
(ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度)
- 、 : 高効率熱回収にともない追加的に生じる施設整備費
(ただし、補助対象となる施設整備費の1/2を限度)
- 、 : 補助対象となる施設整備費の1/2

民間事業者 又は地方公共団体

低炭素自動車導入

: 塵芥車、廃棄物運搬車等として低炭素自動車を導入する事業(購入、リース) について、通常車両との差額の1/2

循環型社会と低炭素社会の統合的実現